

小田原市消防庁舎再整備事業  
（（仮称）成田出張所庁舎、岡本出張所庁舎）  
設計業務委託特記仕様書（案）

【岡本出張所庁舎】

小田原市

## I 総則

### 1. 事業の目的

小田原市消防庁舎再整備事業（以下「本事業」という。）は、平常時の消防・救急業務に加え、大規模災害発生時には応急活動の中核となるなど、防災拠点としても重要な消防署所としての役割に鑑み、発災時にその機能を損なうことのないよう、消防力の整備指針（消防庁告示）に基づき、都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、更には科学的分析結果等を踏まえ、老朽化や耐震上の理由などで再整備が必要な消防署所を整備することを目的としている。

#### (1) 基本計画の位置付け

本事業は、「小田原市消防庁舎再整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、本事業の上限額において、基本計画の実現を目指すものである。従って、「足柄消防署岡本出張所」（以下「出張所」という。）の整備にあたっては、「小田原市消防庁舎再整備基本計画」の考え方を最大限に実現するため、本事業の基本方針として位置付けとるものとする。

### 2. 特記仕様書の位置づけ

#### (1) 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、小田原市消防庁舎再整備事業（（仮称）成田出張所、岡本出張所）基本設計・実施設計業務委託における岡本出張所に係る業務のうち、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の設計業務に適用する。なお、特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書及び「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房 官庁営繕部）」並びに発注者の指示による。

## II 業務仕様

### 1. 設計業務の範囲

業務にあたり、各検討書および計画書の作成については、監督員と協議を行い、確認を得たのち図書の作成を行う。

#### (1) 設計方針の策定、設計条件の整理

「小田原市消防庁舎再整備基本計画」及び事務局等との協議を基に設計方針を策定し、設計条件の整理を行う。

設計業務の着手にあたり、設計条件を整理し、監督員の承諾を得ること。また、本特記仕様書及び設計と条件に示されていない設計条件を設定する必要がある場合、事前に監督員の指示または承諾を得ること。

#### (2) 標準業務の範囲

##### ① 基本設計

「小田原市消防庁舎再整備基本計画」を基に基本設計（告示に掲げる業務）の作成を行う。

建築(意匠・構造)・電気設備・機械設備の基本設計に関する標準業務を行う。

ア 基本設計

- a. 基本計画に基づく施設整備の基本的な考え方
- b. 動線と管理区分計画
- c. 建物のイメージ
- d. 建築内外装のトータルデザイン計画
- e. 配置計画
- f. 平面、断面、仕上げ計画、シックハウス対策
- g. 面積表
- h. 構造計画
- i. バリアフリーとユニバーサルデザインの採用計画
- j. エネルギーの採用計画
- k. 省エネルギー、環境配慮設計等に関する考え方
- l. 防災対策の考え方
- m. エネルギーの採用検討を基にした電気設備計画
- n. エネルギーの採用検討を基にした空気調和設備計画
- o. エネルギーの採用検討を基にした給排水衛生設備計画
- p. 各室家具の配置、デザイン、サイン計画
- q. イニシャルコスト削減・ランニングコスト削減計画
- r. 関係法令のチェックシート及び関係機関との協議書
- s. その他監督員の指示するもの

イ 屋外整備基本設計

- a. 構内動線計画
- b. その他の併設施設の配置計画
- c. 景観計画(植栽を含む)、モニュメント、サイン計画、外構計画
- d. 構内下水(雨水・汚水)幹線計画
- e. 上水・下水の引き込み計画
- f. その他監督員の指示するもの

ウ 概算工事費の積算

基本設計における概算工事費を積算し提出すること。

エ マスタースケジュールの作成

事業全体のマスタースケジュールを作成すること。

② 実施設計

「小田原市消防庁舎再整備基本計画」及び基本設計を基に実施設計を行う。  
建築(意匠・構造)、電気設備、機械設備の実実施設計に関する標準業務を行う。

③ 留意事項

ア 基本設計の中で必要とされる各種計算書(構造、電気負荷、空調負荷、給排水等)は、監督員に提出し、確認を受けること。

イ 作図は、CADにて行うこと。

ウ 図面枠は、監督員と協議、確認のうえで作成すること。

エ 各種計算書（構造、電気負荷、各室照度、空調負荷、給排水等）は、実施図に着手する前に監督員に提出し、確認を受けること。

オ 作製した設計図面は、すべて監督員の確認を受けること。

### (3) 追加業務の内容及び範囲

#### ① 確認申請等の手続きにかかるすべての業務

#### ② 積算業務（数量調書、見積徴収、見積検討資料、代価表、複合単価等の作成を含む）

積算業務は以下の点に留意して行うこと。

ア 建築積算資格者において行うこと。

イ 数量積算・内訳明細書作成は、適用基準によること。なお、計算過程を省略しないこと。

ウ 数量積算書（拾い図含む）は、任意のものとするが、内訳明細書作成にあたり、監督員に提出し、確認を受けること。

エ 採用単価については、実勢の市場単価を調査し、適正な単価を採用すること。根拠資料について「国土交通省建築積算基準」、「建築コスト情報」、「建築施工単価」、「建設物価」、「積算資料」等に依りがたい場合は、見積書（3者比較を基本とする）に基づき行うこと。

オ 積算金額の調整は、監督員と連絡を密にするとともに、積算スタッフの一元管理を行うこと。

カ 設計書作成は、RIBC2を使用し、本市の積算基準に準じること。

#### ② 透視図の作製

基本設計時及び実施設計時に施設外観の透視図を作製すること。

透視図は、コンピューターグラフィックスにて作製すること。

（CD-R等のメディアに焼き付けたデータも提出のこと。）

#### ③ 模型の作製

ア 最終(案) 1/300（白模型とすることも可）

#### ④ 景観シミュレーションに関する業務（基本設計における景観のシミュレーションを行う。）

#### ⑤ 備品計画

#### ⑥ 報告書等

以下のものについて、監督員と調整の上で報告書等を作成する。

ア 実施設計概要版

イ 小田原市景観評価委員との協議に関する資料

ウ 省エネルギー関係計算書

エ ランニングコスト計算書

オ 工事工程表

- カ 仮設計画書
- キ 備品計画書

## 2. 設計業務の実施

### (1) 一般事項

- ① 業務計画書には次の事項を記載するものとする。また、内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度変更業務計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。ただし、変更が軽微な場合は、監督員の承諾を受け、省略することができる。

- ア 業務工程表
- イ 管理技術者（設計業務管理技術者及び各担当主任技術者）
- ウ 組織図（業務履行実施体制（建築士等の資格を記載すること））
- エ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
- オ その他業務遂行上の必要事項

- ② 基本設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。

### (2) 履行期間

契約日から平成31年3月15日とする。

なお、監督員の審査用書類は、時間的余裕を持って提出のこと。

### (3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- ① 業務着手時
- ② 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ③ その他

記録については、記録簿の様式を監督員と確認のうえ、受注者において作成し、打合せ次第、議事録として受注者において作成し、会議後速やかに監督員に提出すること。

## 3. 関係法令・基準等

### (1) 関係法令などの遵守

本業務に当たっては、関連法令などを遵守すること。

- ① 法令
  - ア 計画施設関連法
  - イ 建築基準法
  - ウ 都市計画法（南足柄市景観条例）
  - エ 消防法
  - オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
  - カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
  - キ 電気事業法

- ク 著作権法
- ケ 騒音規制法
- コ 振動規制法
- サ 水質汚濁防止法
- シ 大気汚染防止法
- ス 下水道法
- セ 水道法
- ソ 労働安全衛生法
- タ その他関連法令

※ 上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の県・市条例及び関係法令等についても遵守し、関係官公庁等と十分協議し、設計業務が適正に進められるよう留意すること。

## ② 条例等

- ア 建築基準条例等 (※)
- イ 南足柄市景観計画及び景観条例
- ウ 神奈川県興行場法施行条例
- エ 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (※)
- オ 小田原市消防本部火災予防条例
- カ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 (バリアフリー条例)
- キ 神奈川県消防条例
- ク 開発事業に係る手続及び基準に関する条例 (※)

※ 適用となる関係法令・基準等が南足柄市において策定されていない場合は、小田原市の関係法令・基準等を適用するものとする。

## (2) 適用基準

仕様については、適用基準によること。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

### ① 建築

- ア 官庁施設の総合耐震計画基準、同解説
- イ 建築工事設計図書作成基準及び同解説
- ウ 敷地調査共通仕様書
- エ 公共建築工事標準仕様書-建築編-
- オ 建築設計基準及び同解説
- カ 建築構造設計基準及び同解説
- キ 鉄骨設計標準図
- ク 建築工事標準詳細図
- ケ 擁壁設計標準図
- コ 構内舗装・排水設計基準

- サ 表示・標識標準
- シ 環境配慮型官庁施設設計指針
- ス 省エネルギー建築設計指針
- セ 建設廃棄物処理指針（環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）
- ソ 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修）

② 建築積算

- ア 小田原市公共建築工事積算基準
- イ 国土交通省公共建築工事積算基準
- ウ 公共建築工事見積標準書式
- エ 公共建築工事数量積算基準・同解説
- オ 公共建築工事内訳書標準書式
- カ 公共建築工事内訳書作成要領建築工事編
- キ 公共建築工事内訳書書式・設計書（本市仕様による）

③ 設備

- ア 官庁施設の総合耐震計画基準、同解説
- イ 建築設備計画基準・同要領
- ウ 建築設備設計基準
- エ 建築設備設計図書作成基準
- オ 公共建築工事標準仕様書-電気設備編-
- カ 公共建築工事標準図-電気設備編-
- キ 公共建築工事標準仕様書-機械設備編-
- ク 公共建築工事標準図-機械設備編-
- ケ 排水再利用・雨水利用システム設計基準
- コ 建築設備耐震設計・施工指針
- サ 建築設備設計計算書作成の手引き
- シ 環境配慮型官庁施設設計指針
- ス 省エネルギー建築設計指針
- セ 電気設備技術基準
- ソ 日本工業規格（JIS）
- タ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- チ 社団法人日本電気工業会標準規格（JEM）
- ツ 内線規定2005年版（JEAC8001）
- テ 鋼構造設計基準
- ト 建築設備耐震設計・施工指針

④ 設備積算

建築積算と同様とする。

建築設備工事内訳書書式・設計書（本市仕様による）

※ 市販の図書は、受注者にてそろえること。

⑤ その他

ア 小田原市消防庁舎再整備基本計画

イ 小田原市消防庁舎再整備事業 庁舎設計事業者選定プロポーザル実施要項

(3) 資料の貸与及び返却

市は、設計業務に必要な図面及び適用基準並びにその他関連資料等を受注者に貸与するものとする。

貸与する資料及び図書等は、成果物の提出時まで返却すること。

(4) 成果物の提出場所 小田原市消防本部広域調整課

#### 4. 成果物

(1) 以下の成果物を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

(2) 成果物において使用する単位は、国際単位系（SI単位）のほか、非SI単位を併記することができる。

(3) 特殊な工法、材料または製品等を採用する場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得るものとする。

(4) 本業務委託で作成した報告書等の著作権は、小田原市に帰属するものとする。また、受注者は発注者の承認を受けずに複製または公表、貸与してはならない。

(5) 設計方針の策定・与条件の整理

成果物	縮尺	摘要	部数
・基本計画	—	A3版横（カラー）	3部
・土地利用計画	—		
・諸室・諸元の計画	—		



(6) 基本設計

成果物		縮尺	概要	部数	
建築	設計説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備の基本的な考え</li> <li>方</li> <li>・動線と管理区分計画</li> <li>・建物のイメージ</li> <li>・建築内外装のトータルデザイン計画</li> <li>・配置計画</li> <li>・平面、断面、仕上げ計画、シックハウス対策</li> <li>・面積表</li> <li>・構造計画</li> <li>・バリアフリーとユニバーサルデザインの採用計画</li> <li>・エネルギーの採用計画</li> <li>・省エネルギー、環境配慮設計等に関する考え方</li> <li>・防災対策の考え方</li> <li>・エネルギーの採用検討を 基にした電気設備計画</li> <li>・エネルギーの採用検討を 基にした空気調和設備計画</li> <li>・エネルギーの採用検討を 基にした給排水衛生設備計画</li> <li>・各室家具の配置、デザイン、サイン計画</li> <li>・イニシャルコスト削減・ランニングコスト削減計画</li> <li>・構内動線計画</li> <li>・その他の併用施設の配置計画</li> </ul>	—	A3版横	3部

建築	設計説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画(植栽を含む)、モニュメント、サイン計画、外構計画</li> <li>・ 構内下水(雨水・汚水)幹線計画</li> <li>・ 上下・下水の引き込み計画</li> </ul>	—	A3版横	3部
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様概要表</li> <li>・ 特記事項</li> <li>・ 仕上表</li> <li>・ 面積表及び求積図</li> <li>・ 敷地案内図</li> <li>・ 配置図</li> <li>・ 平面図(各階)</li> <li>・ 断面図</li> <li>・ 立面図(各面)</li> <li>・ 矩計図</li> <li>・ 各種詳細図(※1)</li> <li>・ 外構図</li> <li>・ 工事費概算書</li> <li>・ 基本工程表</li> <li>・ 日陰図</li> <li>・ 各種技術資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>—</li> <li>—</li> <li>1/200</li> <li>1/200</li> <li>1/200</li> <li>1/200</li> <li>1/200</li> <li>1/200</li> <li>—</li> <li>—</li> <li>—</li> <li>—</li> <li>—</li> <li>—</li> </ul>	A3版横	3部
	構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造計画概要書</li> <li>・ 仕様概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> <li>・ 各種技術資料</li> </ul>	—	A3版横	3部

(必要のない図書は監督員と協議の上省略することができることとし、図面を兼ねる場合は、各項目の整理を行うこと)

※1 監督員の指示のあったもの

	成果物	縮尺	概要	部数
電気設備	・ 電気設備計画概要書	1/200	A3版横	3部
	・ 仕様概要書	—		
	・ 工事費概算書	—		
	・ 基本工程表	—		
	・ 各種技術資料	—		

(必要のない図書は監督員と協議の上省略することができることとし、図面を兼ねる場合は、各項目の整理を行うこと)

成果物		縮尺	概要	部数	
機械設備		・給排水衛生設備計画概要書	1/200	A3版横	3部
		・空気調和設備計画概要書	—		
		・仕様概要書	—		
		・工事費概算書	—		
		・基本工程表	—		
		・各種技術資料	—		

(必要のない図書は監督員と協議の上省略することができることとし、図面を兼ねる場合は、各項目の整理を行うこと)

(7) 実施設計

成果物		縮尺	概要	部数	
建築	意匠	・仕様書(共通・特記)	—	原図はA1版横とし、A3版の縮小版を作成すること。 (ただし、図面以外の資料についてはA4版とする。)	3部
		・仕様概要表	—		
		・仕上表	—		
		・面積表及び求積図	1/200		
		・敷地案内図	適宜		
		・配置図	1/200		
		・仮設計画図	1/100・1/200		
		・平面図(各階)	1/100・1/200		
		・断面図(2面以上)	1/50~1/200		
		・立面図(各面)	1/100・1/200		
		・矩計図	1/50		
		・展開図	1/100・1/200		
		・天井伏図	1/100・1/200		
		・平面詳細図	1/50		
		・断面詳細図	適宜		
		・部分詳細図	—		
		・建具表	適宜		
		・サイン図	適宜		
		・外構図	適宜		
・その他必要な図書	—				

	構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・伏図</li> <li>・軸組図</li> <li>・配筋図</li> <li>・梁貫通伏図</li> <li>・柱、梁断面リスト</li> <li>・各部断面図</li> <li>・標準詳細図</li> <li>・各部詳細図</li> </ul>	<p>—</p> <p>1/100・1/200</p> <p>1/100・1/200</p> <p>1/20～1/50</p> <p>1/100・1/200</p> <p>1/20～1/50</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>—</p>	<p>原図はA1版横とし、A3版の縮小版を作成すること。</p> <p>(ただし、図面以外の資料についてはA4版とする。)</p>	
--	----	--	--	---	--

(必要のない図書は監督員と協議の上省略することができることとし、図面を兼ねる場合は、各項目の整理を行うこと)

※ 構造の成果図書については、建築（意匠）実施設計の成果図書の中にも含めることもできる。

成果物		縮尺	概要	部数	
建築電気	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書（特記・設備）</li> <li>・敷地案内図</li> <li>・配置図</li> <li>・電灯設備図</li> <li>・動力設備図</li> <li>・受変電設備図</li> <li>・自家発（非常電源）設備図</li> <li>・構内交換設備図</li> <li>・構内情報通信網設備図</li> <li>・電気時計拡声設備図</li> <li>・インターホン設備図</li> <li>・テレビ共同受信設備図</li> <li>・火災報知等設備図</li> <li>・防犯設備図</li> <li>・屋外設備図</li> <li>・各種系統図、機器図</li> <li>・その他必要な図書</li> </ul>	<p>—</p> <p>適宜</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>適宜</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>原図はA1版横とし、A3版の縮小版を作成すること。</p> <p>(ただし、図面以外の資料についてはA4版とする。)</p>	3部

(必要のない図書は監督員と協議の上省略することができることとし、図面を兼ねる場合は、各項目の整理を行うこと)

成果物		縮尺	概要	部数	
建築 機械	機械 設備	・仕様書（特記・設備）	—	原図はA1版横 とし、A3版の縮 小版を作成する こと。 （ただし、図面 以外の資料につ いてはA4版と する。）	3部
		・敷地案内図	適宜		
		・配置図	1/200		
		・機器表	—		
		・空気調和設備図	1/200		
		・換気設備図	1/200		
		・衛生器具設備図	1/200		
		・給水設備図	1/200		
		・排水設備図	1/200		
		・給湯設備図	1/200		
		・消火設備図	1/200		
		・厨房機器設備図	1/200		
		・ガス設備図(必要に応じて)	1/200		
		・自動制御設備図(必要に応じて)	—		
・屋外設備図	適宜				
・各種系統図	—				
・その他必要な図書	—				

（必要のない図書は監督員と協議の上省略することができることとし、図面を兼ねる場合は、各項目の整理を行うこと）

#### （8）追加業務等

成果物		縮尺	概要	部数	
その 他	積算 業務	・建築工事積算数量算出書	—	A4版	3部
		・建築工事積算数量調書	—		
		・電気設備工事積算数量算出書	—		
		・電気設備工事積算数量調書	—		
		・機械設備工事積算数量算出書	—		
		・機械設備工事積算数量調書	—		
		・工事費内訳明細書	—		
		・見積り比較表	—		
		・単価作成資料	—		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書及び見積検討資料</li> <li>・設計書（金抜き・金入り・単価根拠入り）</li> </ul>	— —		
計画通知業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通知関係図書（意匠）</li> <li>・計画通知関係図書（構造）</li> <li>・計画通知関係図書（電気設備）</li> <li>・計画通知関係図書（機械設備）</li> <li>・日影図</li> </ul>	— — — — —		3部
透視図等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観図（視線レベル・鳥瞰レベル）</li> </ul>	—		3部
議事録等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ議事録</li> <li>・関係法令チェック及び協議書</li> </ul>	— —	A4版	3部
報告書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計概要版</li> <li>・小田原市景観評価委員との協議に関する資料</li> <li>・省エネルギー関係計算書（省エネルギー法、CASBEE等を含む）</li> <li>・ランニングコスト計算書</li> <li>・工事工程表</li> <li>・仮設計画書</li> <li>・備品計画書</li> </ul>	— — — — — — —		3部
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模型</li> <li>・構造計算書</li> <li>・各種計算書（電気設備・機械設備）</li> <li>・各種技術資料</li> <li>・関係機関の協議に基づく各種申請書</li> <li>・提出物を保存したCDもしくはDVD（CADデータについては、Auto-CAD及びDXFで</li> </ul>	— — — — — —		— 3部 3部 3部 適宜 指示部 数 3部

		提出し、文字化けなく開けること。)・その他監督員の指示のあったもの	—		指示部 数
--	--	-----------------------------------	---	--	----------